

令和8年度馬見丘陵公園駐車場料金徴収業務委託契約書(案)

馬見丘陵公園にぎわいマネジメント協議会（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、令和8年度馬見丘陵公園駐車場料金徴収業務（以下「本業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

- 第1条 甲は、奈良県営馬見丘陵公園で実施する本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 本業務の内容については、業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- 3 乙は、仕様書に基づき、甲が発注する本業務を乙の責任において誠実に履行しなければならない。
- 4 仕様書に明記されていない事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託料）

- 第2条 本業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金●,●●●,●●●円（取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を含む）とする。

（契約期間）

- 第3条 本業務の契約期間（以下「契約期間」という。）は、契約締結日から令和8年11月27日までとする。

（契約保証金）

- 第4条 契約保証金は（免除する。）

（権利義務の譲渡禁止）

- 第5条 乙は、この契約の締結によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りではない。

（業務内容の変更）

- 第6条 甲は、乙と協議した上で、この契約締結後の事情により、本業務の内容の全部又は一部を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

（業務進行状況の調査等）

- 第7条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも本業務の進行状況を乙に報告させ、又は自ら進行状況を調査することができる。

（調達物品の納品及び検査）

- 第8条 乙は、調達した物品を、遅滞なく甲に納品しなければならない。
- 2 甲は、前項の物品を受領したときは、速やかに検査を行うものとする。
- 3 前項の検査について不都合があるときは、乙は遅滞なく補正を行い、甲にこれを納品して再検査を受けなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の再検査について準用する。

（契約不適合に対する乙の責任）

- 第9条 甲は、本業務に係る納品を受けた後において、本業務に係る物品に契約不適合があることが発見されたときは、乙に対して、引渡しから1年間その契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、もしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項において乙が負うべき責任は、第8条第2項による検査及び第8条第3項による再検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定は、当該成果品の契約不適合が、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを

通知しなかったときは、この限りではない。

(委託料の支払)

第10条 甲は、本業務完了の確認後、乙から委託料の請求があった日から30日以内に、乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、本業務の処理に関し、その責に帰すべき事由により甲又は第三者に対して損害を与えたときは、当該の者に対しその損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約の履行に関し不正な行為をしたとき。
- (2) 乙の責に帰する事由により、契約期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 契約締結後、乙が本業務を受託できる資格がないことが判明したとき。
- (4) 乙が提出書類等に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙に契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- (6) 自然災害又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、甲の責に帰さない事情により、本業務を履行させる必要がなくなったとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、特に必要があるときは、双方協議のうえ契約を解除することができる。

3 前2項の規定により契約が解除された場合、甲が認める正当な既履行部分について、第8条各項の規定を準用する。

4 甲は、第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、第2条に規定する委託料のうち、甲が認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払う。

5 本条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は甲にその損害の賠償を請求することはできない。

(暴力団等排除に係る解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められたとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する

額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(秘密保持契約及び個人情報の保護)

第14条 乙は、本業務を遂行するうえで知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 乙は、本業務を実施するための個人情報の取扱いを伴う事務については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

3 前2項の義務は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(著作権等)

第15条 この契約により生ずる著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙が本業務を実施する上で生じた特許権等の知的財産権は、原則として委託元である甲に帰属するものとする。

(協議)

第16条 この契約について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲) 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県まちづくり推進局公園企画課内
馬見丘陵公園にぎわいマネジメント協議会
会長 出井 惣太

乙)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において乙は拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「馬見丘陵公園にぎわいマネジメント協議会」を、「乙」は「●●●●」をいう。